

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

固定式水系消火装置のガイドラインの改正

改正対象

鋼船規則検査要領 R 編

改正理由

車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域に設置される固定式水系消火装置の技術指針として、IMO は 2020 年 12 月に MSC.1/Circ.1430/Rev.2 を発行しており、本会はこれを規則に取入れている。

その後、2022 年 2 月に開催された IMO 第 8 回船舶設備小委員会（SSE8）において、当該指針中で保護範囲の甲板間高さとして用いられる“free height”の意味が不明瞭であるとの議論がなされ、2023 年 2 月に開催された IMO 第 9 回船舶設備小委員会（SSE9）において、“free height”とは保護範囲の甲板から天井までの高さであることが確認され、関連の定義の追加、文言の修正を盛り込んだ改正案である MSC.1/Circ.1430/Rev.3 が承認された。

同改正案は、2023 年 6 月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会（MSC107）において、MSC.1/Circ.1430/Rev.3 として採択された。

今般、MSC.1/Circ.1430/Rev.3 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ロールオン・ロールオフ区域等に設置する固定式水系消火装置の具体的な指針として MSC.1/Circ.1430/Rev.3 を参照するよう改める。
- (2) 固定式加圧水噴霧装置が設けられるロールオン・ロールオフ区域の排水設備に関する要件について、文言の修正を行う。

施行及び適用

2024 年 6 月 27 日から施行

ID: DX23-14

「固定式水系消火装置のガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域 の保護 R20.5 消火 R20.5.1 固定式消火設備 -5 規則 R 編 20.5.1-4.でいう「付加重量及び水の自由表面 が復原性に及ぼす悪影響を考慮する」とは、<u>固定式加圧水噴 霧装置</u>から放出された水が貨物区域に滞留していくいかなる 過程においても、規則 U 編 2.2.1-1.の要件を満足することを いう。なお、本検討における積載初期条件については、規則 C 編 2-2 編附属書 1.1An2.によること。 R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置 R27.2 工学的仕様 R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用 の固定式水系消火装置 規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、 “Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water- based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces” (MSC.1/Circ.1430/Rev.3) の要件に適合し、かつ、次の	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域 の保護 R20.5 消火 R20.5.1 固定式消火設備 -5 規則 R 編 20.5.1-4.でいう「付加重量及び水の自由表面 が復原性に及ぼす悪影響を考慮する」とは、<u>散水又は張水装 置</u>から放出された水が貨物区域に滞留していくいかなる過程 においても、規則 U 編 2.2.1-1.の要件を満足することをいう。 なお、本検討における積載初期条件については、規則 C 編 2- 2 編附属書 1.1An2.によること。 R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置 R27.2 工学的仕様 R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用 の固定式水系消火装置 規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、 “Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water- based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces” (MSC.1/Circ.1430/Rev.2) の要件に適合し、かつ、次の	

「固定式水系消火装置のガイドラインの改正」 新旧対照表

新	旧	備考
(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。 (1) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）又は第6条の4第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの 附 則 1. この達は、2024年6月27日から施行する。	(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。 (1) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）又は第6条の4第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの	